

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令案について(概要)

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)を施行するために必要な政令のうち、行政手続法第6章(意見公募手続等)の対象となる規定(2に記載)について、御意見を募集するもの。

2. 概要

(1) 公共サービス改革基本方針の案の作成に係る意見の聴取(法第7条第3項及び第5項関係)

法では、官民競争入札等の対象とする国の行政機関等の公共サービスを選定する等に当たっては、政令で定めるところにより、民間事業者等の意見を聴くものとされている。

このため、当該政令において、以下の事項を規定することとする。

内閣総理大臣は、民間事業者・地方公共団体からの意見聴取のための相当な期間をおくこと。

当該意見の聴取は、書面(電磁的記録を含む。)により行うものとする。

(2) 公共サービス改革基本方針の案の作成に係る情報の公表(法第7条第4項関係)

法では、公共サービス改革基本方針の案の策定に当たり、内閣総理大臣は、国の行政機関等の長等から所要の情報の提供を受け、民間事業者からの意見の聴取が適切に実施されるよう、政令で定めるところにより、公共サービスに係る情報を公表する旨規定している。

このため、当該政令において、以下の事項を規定することとする。

内閣総理大臣は、民間事業者から公共サービスに関する情報の公表の求めを書面(電磁的記録を含む。)により受け付け、これを踏まえ、内閣総理大臣は、関係する国の行政機関等の長等に対し公共サービスに関する情報の提出を求めること。

を受け、関係する国の行政機関等の長等は、内閣総理大臣に対し公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法その他の参考となる情報を提出すること。

内閣総理大臣は、 を受け、遅滞なく、情報を明らかにすること。

(3) 親会社等(法第10条第9号、第15条、第17条、第19条関係)

法では、入札に参加しようとする者の親会社等(その経営を実質的に支配する

ことが可能となる関係にあるものとして政令で定める者)が、契約を解除されて5年を経過しない者等に該当する場合、入札に参加することができないこととされている。

この親会社等の範囲を、次のいずれかに該当する者とする。

入札に参加しようとする者が株式会社である場合にあっては、その親法人(会社法第879条第1項に規定する親法人をいう。)

入札に参加しようとする者の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。))にあっては、業務を執行する社員)に占める自己の役員又は職員(過去2年間にその者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えている法人

入札に参加しようとする者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、自己の役員又は職員(過去2年間にその者の役員又は職員であった者を含む。)である法人

等

(4) 委員との直接の利害関係(法第10条第12号、第15条、第17条、第19条関係)

法では、官民競争入札等監理委員会の委員と政令で定める直接の利害関係のある者は、入札に参加することができないこととされている。また、地方公共団体における法第47条第1項の合議制の機関の委員に関しても、同様の取扱いとなっている。

この委員との直接の利害関係を、次に掲げる者との関係とする。

委員が代表権を有する役員である法人

委員が総株主(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の過半数を有する株式会社

(5) 最も有利な申込みをした者を落札者とするのが不適当な場合(法第13条第1項、第15条、第17条、第19条関係)

法では、会計法第29条の6第1項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合には、次に有利な者を落札者として決定することとしている。

この政令で定める場合を、会計法が適用されない独立行政法人や地方公共団体等について、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときとする。

(6) 落札者等を決定したときに公表すべき事項 (法第 1 3 条第 3 項、第 1 5 条)

民間事業者を落札者として決定したときに、法では、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定の理由のほか、申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表することとしており、当該政令で定めるものを、落札者が行った申込みの内容に関する事項のうち公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要とする。

また、入札の結果、国の行政機関等が公共サービスを実施することとなった場合は、その旨及びその理由を法に基づいて公表するほか、国の行政機関等の長等が作成した書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものとして、公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要、公共サービスの実施に要する経費の金額を公表することとする。

(7) 契約を締結したときに公表すべき事項 (法第 2 0 条第 2 項関係)

契約を締結したときに、法では、契約の相手方の氏名又は名称のほか、契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表することとしている。

この政令で定めるものを、契約の内容に関する事項のうち、法第 9 条 (第 1 4 条) 第 2 項第 1 号 (公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項)、第 2 号 (実施期間に関する事項)、第 1 1 号 (第 9 号) (公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項)、第 1 2 号 (第 1 0 号) (公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その賠償に関し契約により負うべき責任に関する事項) に掲げる事項、落札者が行った申込みの内容に関する事項のうち公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要、契約の相手方の住所 (法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに契約金額とする。

(8) 契約を変更したときに公表すべき事項 (法第 2 1 条第 3 項関係)

契約を変更したときに、法では、契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表することとしている。

この政令で定めるものを、契約の内容に関する事項のうち、(7) の政令で定める事項のうち変更した事項及びその理由とする。

3 . 施行日等

法は、法の公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、以上のほか、法を施行するため、事務の委任に関し必要な事項、官民競争入札等監理委員会に関し必要な事項等を政令において定めることとしている。